

互助会実施事業給付金明細書の内容について

会員のみなさまには、互助会の運営に当たり、平素から御理解、御協力をいただきありがとうございます。

互助会の実施事業の中で、次の事業については、年度末に集計し、翌月にまとめて給付することになっています。

年度末集計の給付

○病気療養見舞金（本人・家族）

○健康増進奨励金

また、給付金明細書の内容は下記のようになります。

給付金明細書の内容例（※全ての給付名称を表示）

給付年月	続柄	診療月	給付名称	共済給付額	互助給付額
所属コード・所属名	本人	0403	G病気療養見舞金		100,000
職員番号・職員氏名	家族	0403	G病気療養見舞金		100,000
令和〇年〇月	本人	0402	Gインフルエンザ助成金		2,250
12345	本人	0402	G育児支援金		100,000
〇〇課	家族	0402	G死亡弔慰金		30,000
123456	本人	0402	G遺児育英資金		100,000
福利 太郎	本人	0402	G災害見舞金		100,000
	本人	0402	G休業見舞金		100,000
	本人	0402	G介護支援金		57,000
	本人	0402	G婚活応援助成金		5,000
	本人	0403	G健康奨励金		5,000
給付金振込銀行			給付額		
			共済給付額	円	
			互助給付額	円	合計 円

※病気療養見舞金

会員（被扶養者）が各月の保健医療機関等別に一部負担した費用から、共済組合等が給付するものとして算定した額を控除した額が、1件につき2,800円を超え、その額が1,000円以上の額を基礎額として、当該年度において、会員等1人当たりの累計額を管理し、当該年度末にその累計額に7割（1,000円未満の端数は、切捨て）を乗じた額を病気療養見舞金として給付します。

（ただし、会員等1人当たりの給付の限度額は10万円。）

・各月計算

【総医療費－共済組合算定額－2,800円控除】1,000円未満切捨て

・年度末給付

各月の累計額の7割（上限額10万円、1,000円未満切捨て）を年度末に集計

※健康増進奨励金

会員（本人のみ）の健康維持・増進を奨励するため、当該年度の4月1日に会員資格を有し、当該事業年度内に管理処理した医療機関等のレセプトの発生が無い会員に健康奨励金として、5,000円を給付します。

事務局 福利課内給付係

担当：吉岡

電話：082-513-2262